



# 鳥取県公報

令和8年2月10日(火)  
号外第10号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 条 例 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（1）（医療政策課） ······ 3  
鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（2）（会計指導課） ······ 5

---

—公布された条例のあらまし—

◇鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

学校教育法の一部が改正され、専修学校の専門課程の在籍者の呼称が改められることに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次に掲げる条例により設置する各専修学校の専門課程の在籍者の呼称を学生（現行 生徒）に改める。

ア 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例

イ 鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例

(2) 施行期日は、令和8年4月1日とする。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 手数料の徴収について定めた規定中引用する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の条項を改める。

(2) 施行期日は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行の日とする(1)に関する事項の一部を除き、令和8年5月1日とする。

## 条 例

鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月10日

鳥取県知事 平 伸 治

### 鳥取県条例第1号

鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(事務の委託)</p> <p>第8条 知事は、学校の施設設備の保全、授業並びに<u>学生</u>の募集及び入学選抜試験の実施に関する事務並びにこれに附隨する事務（知事のみの権限に属するものを除く。）を一般社団法人鳥取県歯科医師会に委託する。</p> | <p>(事務の委託)</p> <p>第8条 知事は、学校の施設設備の保全、授業並びに<u>生徒</u>の募集及び入学選抜試験の実施に関する事務並びにこれに附隨する事務（知事のみの権限に属するものを除く。）を一般社団法人鳥取県歯科医師会に委託する。</p> |

(鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例（平成7年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(休学等の許可)</p> <p>第6条 第3条の規定による許可を受けた者（以下「<u>学生</u>」という。）は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により休学している<u>学生</u>は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(除籍)</p> <p>第7条 知事は、<u>学生</u>が次の各号のいづれかに該当するときは、除籍をすることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> | <p>(休学等の許可)</p> <p>第6条 第3条の規定による許可を受けた者（以下「<u>生徒</u>」という。）は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により休学している<u>生徒</u>は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(除籍)</p> <p>第7条 知事は、<u>生徒</u>が次の各号のいづれかに該当するときは、除籍をすることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> |

|   |   |
|---|---|
| (懲戒)  | (懲戒)  |
| 第8条 知事は、教育上必要があると認めたときは、その事情により、 <u>学生</u> に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する <u>学生</u> に限り、行うことができる。 | 第8条 知事は、教育上必要があると認めたときは、その事情により、 <u>生徒</u> に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する <u>生徒</u> に限り、行うことができる。 |
| (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる <u>学生</u>  | (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる <u>生徒</u>  |
| (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる <u>学生</u>  | (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる <u>生徒</u>  |
| (3) 正当の理由がなくて出席が常でない <u>学生</u>  | (3) 正当の理由がなくて出席が常でない <u>生徒</u>  |
| (4) 学校の秩序を乱し、その他 <u>学生</u> としての本分に反した <u>学生</u>   | (4) 学校の秩序を乱し、その他 <u>生徒</u> としての本分に反した <u>生徒</u>   |

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月10日

鳥取県知事 平井伸治

## 鳥取県条例第2号

### 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前   |    |   |   |  |   |   |    |    |   |   |  |   |
|---|---|----|---|---|--|---|---|----|----|---|---|--|---|
| (手数料の徴収)<br>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。<br>(1)～(58) 略<br>(58の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法 <u>第14条第6項</u> （ <u>同条第13項</u> において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額   | (手数料の徴収)<br>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。<br>(1)～(58) 略<br>(58の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法 <u>第14条第7項</u> （ <u>同条第15項</u> において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 |    |   |   |  |   |   |    |    |   |   |  |   |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 医薬品医療機器等法第14条<br/><u>第1項又は第13項</u>の承認を受けようとするときの調査<br/>(1)～(9) 略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>2 医薬品医療機器等法第14条<br/><u>第6項</u>の期間を経過するごとの調査<br/>(1)～(9) 略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table><br>(58の3) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法 <u>第14条第8項</u> の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額<br>略 | 区分  | 金額 | 1 医薬品医療機器等法第14条<br><u>第1項又は第13項</u> の承認を受けようとするときの調査<br>(1)～(9) 略 | 略 | 2 医薬品医療機器等法第14条<br><u>第6項</u> の期間を経過するごとの調査<br>(1)～(9) 略 | 略 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 医薬品医療機器等法第14条<br/><u>第1項又は第15項</u>の承認を受けようとするときの調査<br/>(1)～(9) 略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>2 医薬品医療機器等法第14条<br/><u>第7項</u>の期間を経過するごとの調査<br/>(1)～(9) 略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table><br>(58の3) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法 <u>第14条第9項</u> の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額<br>略 | 区分 | 金額 | 1 医薬品医療機器等法第14条<br><u>第1項又は第15項</u> の承認を受けようとするときの調査<br>(1)～(9) 略 | 略 | 2 医薬品医療機器等法第14条<br><u>第7項</u> の期間を経過するごとの調査<br>(1)～(9) 略 | 略 |
| 区分  | 金額  |    |   |   |  |   |   |    |    |   |   |  |   |
| 1 医薬品医療機器等法第14条<br><u>第1項又は第13項</u> の承認を受けようとするときの調査<br>(1)～(9) 略   | 略   |    |   |   |  |   |   |    |    |   |   |  |   |
| 2 医薬品医療機器等法第14条<br><u>第6項</u> の期間を経過するごとの調査<br>(1)～(9) 略  | 略   |    |   |   |  |   |   |    |    |   |   |  |   |
| 区分  | 金額  |    |   |   |  |   |   |    |    |   |   |  |   |
| 1 医薬品医療機器等法第14条<br><u>第1項又は第15項</u> の承認を受けようとするときの調査<br>(1)～(9) 略   | 略   |    |   |   |  |   |   |    |    |   |   |  |   |
| 2 医薬品医療機器等法第14条<br><u>第7項</u> の期間を経過するごとの調査<br>(1)～(9) 略  | 略   |    |   |   |  |   |   |    |    |   |   |  |   |
| (59) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法 <u>第14条第13項</u> の規定に基づく医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額<br>ア～オ 略  | (59) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法 <u>第14条第15項</u> の規定に基づく医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額<br>ア～オ 略  |    |   |   |  |   |   |    |    |   |   |  |   |

|                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| (59の2)～(329) 略<br>2 略 | (59の2)～(329) 略<br>2 略 |
|-----------------------|-----------------------|

第2条 鳥取県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |    |  |   |     |   |  |    |    |  |   |     |   |
|--|--|----|--|---|-----|---|--|----|----|--|---|-----|---|
| (手数料の徴収)<br>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。<br>(1)～(58) 略<br>(58の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第6項（ <u>同条第14項</u> において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額   | (手数料の徴収)<br>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。<br>(1)～(58) 略<br>(58の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第6項（ <u>同条第13項</u> において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 |    |  |   |     |   |  |    |    |  |   |     |   |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 医薬品医療機器等法第14条<br/>第1項又は<u>第14項</u>の承認を受けようとするときの調査<br/>(1)～(9) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table><br>(58の3) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法 <u>第14条第9項</u> の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額<br><br>略<br><br>(59) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法 <u>第14条第14項</u> の規定に基づく医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額<br>ア～オ 略<br>(59の2)～(329) 略<br>2 略 | 区分   | 金額 | 1 医薬品医療機器等法第14条<br>第1項又は <u>第14項</u> の承認を受けようとするときの調査<br>(1)～(9) 略 | 略 | 2 略 | 略 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 医薬品医療機器等法第14条<br/>第1項又は<u>第13項</u>の承認を受けようとするときの調査<br/>(1)～(9) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table><br>(58の3) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法 <u>第14条第8項</u> の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額<br><br>略<br><br>(59) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法 <u>第14条第13項</u> の規定に基づく医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額<br>ア～オ 略<br>(59の2)～(329) 略<br>2 略 | 区分 | 金額 | 1 医薬品医療機器等法第14条<br>第1項又は <u>第13項</u> の承認を受けようとするときの調査<br>(1)～(9) 略 | 略 | 2 略 | 略 |
| 区分   | 金額   |    |  |   |     |   |  |    |    |  |   |     |   |
| 1 医薬品医療機器等法第14条<br>第1項又は <u>第14項</u> の承認を受けようとするときの調査<br>(1)～(9) 略   | 略  |    |  |   |     |   |  |    |    |  |   |     |   |
| 2 略  | 略  |    |  |   |     |   |  |    |    |  |   |     |   |
| 区分   | 金額   |    |  |   |     |   |  |    |    |  |   |     |   |
| 1 医薬品医療機器等法第14条<br>第1項又は <u>第13項</u> の承認を受けようとするときの調査<br>(1)～(9) 略   | 略  |    |  |   |     |   |  |    |    |  |   |     |   |
| 2 略  | 略  |    |  |   |     |   |  |    |    |  |   |     |   |

#### 附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）附則第1条第3号に掲げる規

定の施行の日から施行する。